

とくしま「消費者教育人材バンク」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校や地域における消費者教育の推進を図ることを目的として、消費生活に関連する分野で活躍する団体・個人の情報を登録し、講師として「出前授業」等に派遣するために必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 消費生活に関する様々な分野で、専門的な知識や技術を有する団体・個人を講師として登録し、学校や地域における消費者教育を支援するため、とくしま「消費者教育人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を設置し、事務局を消費者政策課内に置く。

（登録）

第3条 人材バンクへの登録を希望する団体・個人（以下「登録者」という。）は、人材バンク登録用紙（様式第1）を事務局に提出するものとする。

（登録対象者）

第4条 人材バンクに登録できる者は、次のいずれかの分野において、専門的な知識や技術を有する団体または個人とする。ただし、政治活動、宗教活動または営利を目的とする場合は、登録することができない。

- (1) 金銭・金融の分野に関すること。
- (2) 契約の分野に関すること。
- (3) 環境保全の分野に関すること。
- (4) 食の安全・安心の分野に関すること。
- (5) デジタルコンテンツの分野に関すること。
- (6) エシカル消費の分野に関すること。
- (7) その他消費生活に関連する分野に関すること。

（登録期間）

第5条 登録の有効期間は、登録した日から登録解除の申出があった日までとする。

（登録の取消し）

第6条 事務局は、登録者本人からその登録を取り消す旨の申出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

- 2 事務局は、登録者が人材バンクの設置の趣旨に反する行為をしたときは、登録を取り消すことができる。

（利用者の範囲）

第7条 人材バンクを利用できるのは、学校、県民で組織する団体等とする。ただし、利用者は、政治目的、宗教目的または営利目的には利用できない。

（利用の方法）

第8条 利用者が人材バンクを利用しようとするときは、利用者は、事務局に「出前授業」等申込書（様式第2）を提出するものとする。

- 2 実施にあたっては、利用者と登録者との間で直接交渉し、双方の合意に基づいて実施するものとする。
- 3 利用者は、事業が終了したときは、「出前授業」等実施報告書（様式第3）を提出するものとする。

（利用に要する経費）

第9条 登録者への謝金、旅費等その他利用に要する経費は、利用者と登録者との協議により決定し、原則として利用者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。